

平成29年第4回定例会議事日程（第4号）

平成29年12月21日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第61号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第62号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第63号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第64号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第65号 平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第66号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第67号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 請願第2号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願
- 追加日程第1 意見書第3号 所得税法第56条の廃止を求める意見書
- 日程第12 報告第11号 専決処分報告について（吉富小学校外壁落下防止対策工事契約変更）
- 日程第13 議案第69号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第70号 町道路線の認定について
- 日程第15 閉会中の継続審査の申し出について

平成29年第4回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成29年12月21日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月21日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、岸本議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（若山 征洋君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

日程第3、議案第60号から日程第11、請願第2号までの9案件を一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第60号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について所管事項、請願第2号所得税法第56条の廃止をもとめる請願。

去る12月8日に付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第60号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、上位法、育児休業等に関する法律の改正はいつなされたのか。また、上位法が改正されて、町条例が施行されるまでの間、対象職員は適用されるのですか等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑等は特になく、意見では、地域おこし協力隊への20万8,000円は、400万円ありきのための協力隊員の募集につながるのだらうと思う。私としては、納得しかねます等の意見が

なされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、第2表繰越明許費「地域おこし協力隊事業費」の説明では、3大都市圏、外部の人材をとということだが、外部の方でないといけないような条件があるのですか。3大都市圏からの経験者の公募ということだが、応募がなければどうするのですか。どのように、どなたが認定するのですか。町の要望・希望を応募の条件にどのように書くのですか。現在、産業建設課、企画財政課で既にやっており、商工会でもいろいろな会をつくって何年もかけて試行錯誤でしていますが、それとリンクしますか。遅れて始めるので、ほかの失敗例や好事例もつかんでいると思うが、例を挙げられるならお示してください。募集の際の面接と決定は、どなたが、どこがするのですか。

第3表債務負担行為補正「放課後児童クラブ運営委託事業」について、費用内訳もあわせて説明を求めます。提案型で公募するということだが、町側の保育方針を示してもらいたい。支援員が集まらないので、民間のノウハウでやっていただくということだが、人材派遣のようにとれる。子供たちの安全、遊びを通じてとかではなく、一定の時間遊ばせるだけになるような気がするが、支援者が定着しないことが根本にあるのではないですか。公募の見込みがあるのでしょうか。公募では、「あなたたちはどう考えていますか」のような提案をしてもらおうのですか。

財産管理費の備品購入費について、町長室の備品が320万円以上ですが、必要な理由を示してください。町長室に14客分の会議スペースが必要なのですか。もう少し簡素なものではダメなのですか。今いない副町長に、副町長室がなぜ必要なのですか。入札は、同じ品物を数社でするのか、同等品でもよいのですか。若干の色が違うなど、品物は同じだという幅がないと金額は下がりにくいのではないですか。

庁舎増改築に伴うレイアウトの件で、最初に議会からの要望が何ら反映されてなかったが、本会議で質問があり、担当課長は考慮しませんということでしたが、今でもその考えに変わりはありませんか。

まち・ひと・しごと創生事業費の地域おこし協力隊に関連する予算で、募集は、他市町で2年以上経験された方と聞いたが、有能な経験された方をスカウトすることは考えていませんか。協力隊員へは、共通のジャンパーなどをつくる予定があるのですか。協力隊への住宅の借上げの基準があるのですか。冷蔵庫や洗濯機なども備えるのですか。空き家対策で登録している物件に

移っていただくなど、より地元に着するような利用は考えていませんか。

小学校費で購入する電動スクリーンは、今までよりも輝度が高い、特別に今までと違って反射力が強いものですか。液晶など、明るいところでも見られるようなものなど考慮されているのですか。

豊前神楽保存連合会加入団体助成金について、指定を受けた土屋神楽、吉富神楽へは、1団体6万円と規定で決まっていますのですか。垂れ幕は急いでつくるのではなく、デザインを考えて提案することはできませんか。

等々の質疑がなされ、意見では、本補正予算には、地域おこし協力隊員報酬が上がっています。かつて、一般質問で他者の意見を取り入れる町政を問うということで、今富町長に質問したところ、まずそこに住む住民の気持ちを大切にしたいという答弁をしました。そういうことから、協力隊の導入が後発になったが、町長の気持ちの中では、協力隊を認めての予算計上になったと思います。先進自治体の成功例、失敗例を参考に、また、他自治体を経験された方で即戦力になるような方等の協力も得ながら、この事業が成功に終わるように望みます。また、町民、議会が待望した役場庁舎改築もいよいよ備品購入費等が入れています。ぜひ、町民の皆様が寂しい気持ちにならない、町外に誇れるようなものが備えられるよう期待し、賛成意見とします。

庁舎が防災拠点になるということで始まりました。それは必要なことだと思ひ予算には賛成しましたが、増築庁舎に町長室、副町長室、総務課等への備品購入費の金額には少し納得がいかない点がありますので、その点について反対します。

等々の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願第2号所得税法第56条の廃止をもとめる請願についてであります。

請願紹介議員の岸本議員より説明があり、意見では、請願の趣旨は大変理解できましたが、後半の部分のドイツ、フランス、アメリカ以下のところで、人権に無視していると捉えかねないような文言に問題はございますが、賛成いたします。

等々の意見がなされ、採決では採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、福祉産業建設委員長。

○福祉産業建設委員長（横川 清一君） それでは、福祉産業建設常任委員会審査報告を行います。

議案第63号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について所管事項、議案第64号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第65号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第66号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第67号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について。

去る12月8日、付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第63号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、障害福祉サービス支給管理システム改修業務委託料については、30年度の法改正に伴うということだが、障害者の方にメリット・デメリットがあるのですか。

放課後児童クラブ運営委託料については、直営から委託にもっていくということですが、詳細説明を求めます。事業者は決まっているのですか。入札で決めるのですか。4月1日から業者が受けるようになるとして、いきなりスタートするのですか。スケジュールがありますか。

病児・病後児保育事業は年間の使用がどれくらいあるのですか。

子ども医療請求支払いシステム改修は吉富町だけですか。

幼保一体化施設こどもの森費の土地購入費で駐車場を設置するということだが、そこでは送迎のときに乗り降りができ、出入り口も設けるのですか。

社会福祉費に返還金が出ているが、なぜこの時期に集中して上げているのですか。

住宅費に竣工式の予算が上がっているが、工事は全部終わるのですか。

等々の質疑がなされ、意見では、今回の補正予算には、庁舎の建てかえや別府団地につき、我々として再三疑問視をしている部分が多々含まれていますので、賛成することはできません。反対します。

等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、共同事業拠出金の減額は、吉富町が下がったのではなく、国保連合会全体が下がったことによるものですか。

来年度から新しい保険制度が始まるが、吉富町は高医療の指定をされており、保険料についても少し高くなるということだが、激変緩和措置があり、スタートのときはそこまでないのではと言っていた。どれくらいになりそうですか。

今までは税率を決める裁量権があったが、4月以降も裁量権があるのですか。

等々の質疑がなされ、意見では、国保税は県になって町の事務はかなり簡素化されると思うが、吉富町では高額になりそうな予想がありますので、その辺を十分気をつけていただいて、健全な保険の運営をしてほしいと思い、賛成意見とします。

等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、国保制度が県に移管することに伴い、大きく町で変わる事、関係することはあるのですか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、広津交差点付近の下水道工事の進捗状況はどうですか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、佐井川橋配水管補強費の説明を求めます。工事中、中学生の通学に支障はないのですか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、委員長報告を終わります。

日程第3. 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第60号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第60号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第61号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第61号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この地域おこし協力隊をめぐっての計画については、緻密さに欠け、成り行き任せという印象を持ちました。事業そのものの目的は、町の発展を求めたものと考えます。よって、こういった問題点があるということを指摘した上で賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第61号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第62号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第62号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第63号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第63号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 29年12月補正予算、反対討論を行います。

議案第63号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について反対討論をいたします。

平成29年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ6,105万3,000円を追加することで

42億1,597万2,000円となり、当初予算39億5,400万円から2億6,000万円以上膨らむこととなります。

議会は、29年度当初予算審議のとき、町民サービスの維持向上のため、職員の確保と適材適所の配置をすること、将来の負担先送りになりかねない起債発行を最小化・減少させること、基金使用を抑え、基金積み立てに取り組むこと、各計画の委託事業は住民対話、説明を第一に実施することという附帯決議を可決しております。

役場増築工事に伴う備品購入費1,620万円が計上されております。旧庁舎では無理だった住民相談者の待合スペース、個別相談室、防災拠点としての機能確立整備の目的とかけ離れたレイアウト。住民サービス最優先との説明だが、個別相談室がない。大きな町長室と誰もいない副町長室に、合わせて500万7,000円のテーブルと椅子21台。会議スペースは確保できているはずですが、当初の説明との整合性に問題もあり、議会決議も考慮されているとは言えない。

よって、町民の現在・将来の幸福を担うよう負託を受けている議会議員として思考を停止することはできない。今議会での議論には賛同できないので、本補正予算に反対します。議員各位の同意を希望いたします。

以上。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私は2点のことで反対いたします。

1点目は、町長室が会議室としての機能を持つことを前提とした庁舎改築後のレイアウトそのものとともに、それに伴う備品購入費に反対です。また、現在不在の副町長室への備品購入も今は不必要だと考えます。

2点目は放課後児童クラブ運営委託事業の委託先に、株式会社があり得るという方針が示されました。福祉事業に営利を目的とした株式会社は適切とは言えないと考えます。

この2つの理由で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 私は本補正予算に、次のことについて特に賛成しているので、賛成討論をいたします。

先ほど、委員長報告にもございましたけども、特に2点について委員会で賛成討論いたしましたけれども、その1点について、私は「他者」という言い方をしたんですけども、厳密には「よそ者の意見の」ということで、当時質問をした折の町長の答弁を引き合いに出して、賛成意見したんですけども、特にこの地域おこし協力隊事業というのはいろいろ御意見もありましょ

が、よそ者、いわゆる部外の方の意見を取り入れて町政発展に結びつくというところに大きな重きをのしているんじゃないかというふうに考え、本予算が計上されることに特に賛成の意を表明し、賛成討論いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本。議案第63号一般会計補正予算（第5号）に対する反対討論を行います。

今回の補正予算には、現在建築中である庁舎増改築に伴う備品購入費として、約1,620万円が計上されている。1つには、昨今の吉富町では、空き家問題を後回しにした町営団地の建設、十数億円。2つ目には、通り抜けが困難な無計画な思いつきの道路新設1億円強と拡幅工事。3つ目には、町内業者や住民が参加せず、町への還元も見込めない駅前開発的事業に1億円強など、これら短期間に連続的な資金の集中投入を行いながら、新たに進められる庁舎増改築事業も、後から後から予算の追加が行われ、3億円を超えた。

このような中で、本来は一番我慢を行い、物を大事に、経費を抑えるはずであるべき町が、町長用応接セット328万8,000円を含む、職員がふえたわけでもないのに、せっかく庁舎が新しくなるのだから的な必要以上に新たな備品を追加購入することに賛成することはできない。

まず、このような予算を考えるならば、本来の住民への直接サービスであり、町の義務であるはずの吉富漁港の航路浚渫に予算を充てるなど、それらを考えるべきと反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） もう一度、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立6名であります。よって、議案第63号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第64号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に

ついて

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第64号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

よって、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第64号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第65号 平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第65号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第65号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第66号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第66号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論はありませんか。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第66号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第67号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第67号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の水道会計ですが、さきの説明で、県が行う佐井川橋、県道の佐井川橋ですね。こちらのほうの工事に伴い、水道管の配水管の支持金具の取り換えというこ

とが行われるというふうにお聞きしております。県が行う事業ですので、十分安全性の配慮はされているかとは思いますが、特に通学、中学生並びに小学生があそこは利用しますので、その辺の危険性、十分に対策をしていただいて、工事の完成を祈りまして、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） この補正予算には、先ほど山本議員が言いました、佐井川橋の配水管の補強費が入っております。県の工事に伴うことで、足場代ということが考慮され、イニシャルコスト、またランニングコストなどを考えた予算であり、こういうところの予算を無駄に使わないで済むという、そういう予算の立て方に大いに賛成して、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第67号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第11. 請願第2号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願

○議長（若山 征洋君） 日程第11、請願第2号、所得税法第56条の廃止をもとめる請願を議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから請願第2号を採決いたします。本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、請願第2号所得税法第56条の廃止をもとめる請願は、採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま中家議員ほか4名から、意見書第3号所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

事務局に意見書を配付いたさせます。

意見書第3号所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局に意見書を朗読いたさせます。事務局、朗読。

○書記（太田 恵介君） 意見書第3号所得税法第56条の廃止を求める意見書。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提出議員に提案理由の説明を求めます。中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） それでは、意見書の提案理由の説明を申し上げます。

この意見書（案）につきましては、所得税法第56条の廃止をするよう、地方自治法第99条の規定による意見書により強く求めるものであります。

詳細につきましては、別紙意見書（案）のとおりであります。

よろしく御審議、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第3号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 報告第11号 専決処分の報告について（吉富小学校外壁落下防止対策工事契約変更）

日程第13. 議案第69号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14. 議案第70号 町道路線の認定について

○議長（若山 征洋君） 次に、本日追加提案がございました日程第12、報告第11号から日程第14、議案第70号までの3案件を一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局、朗読。

○書記（太田 恵介君） 報告第11号専決処分の報告について（吉富小学校外壁落下防止対策工事契約変更）。

議案第69号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第70号町道路線の認定について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、専決処分の報告案件1件、条例案件1件、その他案件1件の計3案件について、追加提案し、報告及び御審議をお願いするものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

報告第11号は、専決処分の報告についてであります。

吉富小学校外壁落下防止対策工事変更契約について、平成29年11月30日付で、町議会の委任による専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告するものであります。

議案第69号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成29年度人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する条例の一部改正において、遡及適用に関する規定の一部に誤りがあったため、本一部改正条例の一部を改正するものであります。

議案第70号は、町道路線の認定についてであります。

道路新設工事により新たに整備する町道土屋居屋敷線から町道石倉岩本線を結ぶ道路を町道として認定したいので、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案については、行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第12、報告第11号専決処分の報告について（吉富小学校外壁落下防止対策工事契約変更）を議題といたします。

担当課長に報告を求めます。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 御説明をいたします。

議案書1ページ、2ページをお願いいたします。

専決処分の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により指定されました町長の専決事項の指定に掲げる議会の議決に付した契約または製造の請負契約を変更する場合に、変更額の累計が500万円以下において増額または減額することにつきまして、議案書2ページ、専決処分書のとおり、平成29年11月30日に吉富小学校外壁落下防止対策工事の契約金額を8,391万6,000円を8,694万6,480円に増額変更する専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

変更理由の主な内容としましては、外壁改修に当たり防災行政無線の配線が雨どい内に通っていたため、一時撤去する必要が生じ、その復旧については外壁損傷を防止するため、屋内ルートに変更するための工事、また、小学校が災害時の避難所に指定されていることを考慮し、災害時に交通が途絶寸断された場合、空路からの緊急輸送等を行う場合にその場所を明確に示すため、屋上に吉富小の文字入れ追加工事及び校舎の中庭及び給食調理室への食材搬入口上の2カ所の吹き抜け部にハト等、鳥の侵入を防ぎ、外壁の劣化の進行や汚れを抑えるとともに、ふんやにおいて、衛生面の向上を図るため、防鳥ネット設置工事等を追加のため、契約金額を増額したものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

日程第13、議案第69号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

11月24日開催の平成29年第4回臨時町議会において御議決いただいた一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則において、改正内容を本年4月1日に溯って適用させる規定の一部に誤りがございましたので、その部分を訂正するため、本一部改正条例の一部を改正するものでございます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、条文の説明をいたします。議案書4ページをごらんください。資料ナンバー3、新旧対照表も合わせてごらんいただければと思います。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成29年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2項中「第1条の規定」の次に「（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び附則第16項の改定規定を除く。次条において同じ。）」を加え、この部分につきましては、附則第1条第2項の規定は、本則第1条の改定規定を本年4月1日に溯って適用させる規定でございます。給料表の改定を遡及適用させる趣旨で、この項を定めたつもりでございましたが、本則第1条の改定規定の中には、勤勉手当の率を100分の10月分、再任用職員については100分の5月分引き上げ、それに伴う高齢職員の給与の抑制の率を改める改正もあわせて存在をしておりました。これらを全て4月1日に遡及適用すると、6月支給の勤勉手当も一般職員では0.1月分引き上げられ、差額を支給しなければなりません。これでは人事院勧告どおりの改正になりませんので、この部分の改正規定を除くと加えるものでございます。

「一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。さきの改正文の中に読みかえ規定を定めましたので、「一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」と改めるものでございます。

附則第2条中「改正前の一般職の職員の給与に関する条例」を「改正前の給与条例」に改める。これも同様に「給与条例」と読みかえるものでございます。

附則。この条例は公布の日から施行し、平成29年11月24日から適用する。遡及適用された増額分の給料の差額は、まだ職員に支給しておりません。一部改正条例が公布された11月

24日に溯って、この条例を適用させるものでございます。

以上で説明を終わります。大変申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の条例改正というのは、前回行われた条例改正の中の文面、いわゆる数字ですね、こちらに間違いがあったということでもあります。これに気づいていただいたことは大変いいことなのですが、ちょっと危惧することがあります。

一つは、この間違いによって、何らかの誰かが処分を受けるのか。というのが、先日の全協のときには処分者を告知、やられたということをお聞きしておりますので、今回の件に関して何らかの処分が発生するのかというのが1点。

もう一点は、本来は読み合わせというものを、以前は——今もやられているのかもしれませんが——かなりやっていたと思います。我々議会が提出する文面についても、職員が来ていただいて読み合わせというのをやっていました。最近、こういう間違いが大変多いんですが、読み合わせというものを今はやられているのか。というのも、マンパワーが足りていないのかなとか、それとも今までとやり方が変わったのかということをちょっと危惧します。

この2点について確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

今回の条例改正の誤りについて処分があるのかどうかという御質問ですが、町の処分規定に照らし合わせてみると、このケースについては処分の対象にはならないというふうになっております。ただ、処分がないからといって、そのまま済ませるわけにいかないので十分反省をいたしておるところでございます。

それとあと、このようなことがなぜ起こるのかということですが、読み合わせは、もう十分やっております。今回の条例についても読み合わせをやりました。ただ、その読み合せをする参考となる国からの準則の取り扱いのところでは不備があった、間違いがあったということで、今回の誤りになっております。

具体的に申し上げますと、本来、給与条例というのは、毎年11月中に可決いただいております。国も同じく、そのようにしております。それは12月1日が期末勤勉手当の基準日ということで、国も町も11月中にしております。たまたま、ことし、衆議院選挙がございまして、国の法律改正が実は12月に下ってしまいました。本来11月中にしているところが12月になったものですから、遡及適用のうたい方、これは、うちで条例つくるときは、国から、そういった国

の法律の準則といたしますか、国の法律案が来まして——国の法律と町の条例はほとんど一緒なんです——それに基づいて改正をしております。それに沿った改正をしております、先ほど言ったように施行期日がうちは11月中、国は12月に入ってからということでありましたので、附則のうたい方が若干異なっておりました。そこに、私どもが制定する際に気づかなかったというところがございます。読み合わせは十分しましたが、そこに気づかなかったため、今回そういった間違いが起こったということでございます。今後はこのようなことがないように十分注意をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回は特殊なケースであったがためにこのようなことがあったと、そういうことなのでしょう。

私が言っているのはそうではなくて、先日から、例えば昨年の決算書に伴う参考資料であるものの数字が違ったとか、条例の内容、文面が違ったとか数字が変わっていたとかいうのがちょっと多いのではないかなと。今言われたように、読み合わせは以前から行って、今までどおりやっているというふうな説明でした。それはそれでいいと思います。ただ、今までのとおりやっているがゆえに、こういう問題点が出てきているのではないかなと。

よく、会社、工場なんかでいうのは「ヒヤリハット」とよく呼ぶんですが、1つの事例の前には10件の小さな事故がある。その上には300件のヒヤリとしたことがあると。そういうものの積み合わせ、いわゆる小さいことの積み合わせが、実は大きなことにつながる。この小さいときに摘まなければ永遠に続いてしまうと、こういう例があります。

これをそのまま当てはめるわけではありませんが、こういうことがあってるんで、少し、やり方を変えてみようかなとか、今後こういうふうにしてみようかなとか、何かそういう改善を考えてみようかなとかいうことは、今のところ計画されていませんか、確認いたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 私ども、そのヒヤリハットの法則といたしますか、そういったものはハインリッヒの法則ですか、十分承知しております。それに基づいて職員も、小さなミスが大きなミスにつながるんだという認識のもと、注意しながら行っております。ただ、こういったことが起こっているのは、それは注意していないんじゃないかというふうに言われてもいたし方ないというふうに思っております。

やり方の変更なんですけど、今までずっと積み上げてきた読み合わせですね。先輩職員から読み合わせ3回と、読み合わせは3回するんだというふうに、私たち入ったときから言って育てられてきました。3回をしようということをやっているんですけど、その中でもミスが起こるとい

は、何かやっぱりおかしいのかなというふうには感じます。でありますので、そのやり方も、今後、検討はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） では、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、課長から、今後また、こういうエラーがないように、間違いがないように改善していきたいということをお聞きしました。そのとおりにやってほしいです。人間というのは必ずヒューマンエラー、人というのはミスをするものです。で、ミスをした人間とか気づかない人間が3回見直してもやっぱり気づかないんですね。間違えていることをわかっていない前提で。ですから、そういうことを周知した上で、先達たちから教えていただいた3回見直す、これはもう大変いいことです。これはこれとしてやっていただいて、それとは別に、もう一つ何か、こういうものがないような形で進めていただき、住民サービスの向上に努めていただければと、賛成いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第69号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号一般職の職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第70号町道路線の認定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。産業建設課長、説明。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、議案5ページ並びに資料ナンバー4を御参照ください。今回、町道路線の認定についてを追加として提案させていただいております。御説明申し上げます。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を町道として認定したいので、同条第2項の規定により議決を求めます。

路線名、居屋敷石倉線、起点、吉富町大字土屋473番3地先から、終点、吉富町大字土屋462番4地先であります。

理由としましては、現在、土屋の狹隘道路の拡幅を進めておりますが、町道土屋居屋敷線から町道石倉岩本線に接続する部分の私有地について、町道の新設工事に伴い認定するものでございます。

これにつきましては、道路の設計を11月、委託してありまして、本来であれば初日に御提案申し上げるべきであります。線形の決定、それから地権者への説明、立ち木等の取り扱い、また、構造物等がございますので、その取り扱いについて地権者と協議をし、承諾、御理解をいただきましたので、今回追加として提案をさせていただいた次第でございます。よろしく御議決お願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。御質疑はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっとお尋ねします。ここの狹隘道路を拡幅新設する計画の中に、今の資料にあります地図から、さらに延長する計画があると聞いておりますが、それについてはどのようになっておりますか。ここで途切れるわけじゃないと思いますので、その先がどうなるとるかという計画を、もう一度確認をいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 御説明いたします。

今回、土屋の村中狹隘道路の道路拡幅工事を進めてはおりますが、今回、路線認定で御提案するものが新たに道路として拡幅新設するものでございます。それ以外につきましては、現道を拡幅改良する工事であります。起点については、現在、道路認定をしているところの部分拡幅予定ですが、今年度は現在赤い部分を示している部分までを道路拡幅工事として施工しようというふうに考えておることから、今回追加提案させていただいた次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 私の質問がちょっと届いていない感じがします。今、赤いところじゃなくて、その先、最初のとくに鳥居のところからの道、拡幅の話も聞いておりますし、最終的にはどこまで行くという説明があったと思います。ですから、この赤い部分の先が地域の方々と相談されて今協議中だというふうに思うわけですが、要するに、ここで途切れる、計画が頓挫してしまったら、これも通り抜けができないような道がまたできてしまう。御町内で幾つもそういう道が起こっておりますので、この先どうなのかという見通しでも結構です、計画はあるのかどうか。赤い、今、示された部分の先が。その辺をちょっと確認ですが、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

先の部分につきましては、今回と同様に地権者と交渉は進めております。最終的には地権者に町が計画する道路の線形について御理解をいただいた後には、それをまた議会に御提示させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の道路認定、延長67.4メートル、幅員6メートルになっていますが、ここは6メートルということではよろしいのでしょうか。ここを道路認定するということは、その前後にも町道というものが存在するんだと思います。その前後の道路は幅員何ぼになっているのでしょうか、教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、今回新設する道路に接続する町道につきまして、6メートルの部分もあります。それから、今最終的に計画している終点部分については5メートル未満の道路となります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ。その全体像じゃなくて、取りつけるところの道路幅は幾らぐらいなんですかというふうにお聞きしているんですが、これ、多分真ん中、田んぼとか家の中かなんか、ずうっと突っ切っていますよね。ちょうど、くの字に曲がった家のところから出てきて、ずうっと下につながるんで、この2つの道路の入り幅はどれぐらいなのかという。これは先程是石議員が、同僚議員が聞いたのと同じで、またでこぼこの道つくるのかなと思って、ちょっと、その辺、確認したかったんです。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） ちょっと勘違いしておりました。今回、路線認定する部分についての最終的な取りつく道路については、4メートル未満の道路でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 課長、そう難しいこと言いよらんの。この先はつなげるんかどうか、その先に広い道がありますよね。そこに向かってつなぐんだという最初のそもそもの計画を説明してくれたと思うんです。地元の要望でこういうことだということでした。遅れたのはいろいろあるんでしょうけれど、ここまでこぎつけて、皆さんの協議の結果、ここまでこぎつけたんですから、私はそれは高く評価するわけですよ。

それで、ここでとまっちゃ困るんで、この先はちゃんと計画で、今、4メートルとか5メートル未満というのはどうなんですか。この先は、今までは6メートルやけど、その先は5メートル以下でつなぐんですか。それとも4メートルなんですか。それを言いよるですよ。6メートルの幅員で先までやりたいんだと、そのように今協議してますということをお願いいただければいいんです。じゃないと、通り抜けのできない道がまたできるんですよ。そうすると、私たち、これを通すわけいかんじゃないですか。私も気持ちよく理解できるように説明していただきたいんですけど、いいですか。議長、よろしく。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） ちょっと私も勘違いしておりましたが、接続する既存の道路の幅員ということで先ほど説明を申し上げましたが、是石議員言われますように、通り抜け道路としての整備というのを考えておりません。当然、既存の町道に接続する道路として計画してはおりますが、ただ地権者との道路の線形等の交渉がございますので、決定した際には議会のほうに御説明、提案させていただく予定であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、わからん。それなら、ここで終わるんですか。この6メートル幅員のやつがここまでとまって、その先はもうつくらないんですか。今くっついたところは4メートルちゅうことは聞きましたけど、4メートル以下。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 最終的には、今回提案する道路幅員6メートルで町道に接続する道路として道路をつくる予定であります。

○議長（若山 征洋君） それならいいんじゃないの。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、町道はいっぱいあるでしょ。どの町道なんですか。今この赤いところで示したところまでですか。その先があるじゃないですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 図面の矢印の方向がございます。矢印の方向から今現在、町道に接続するんですが、先ほど説明しましたように、現道は4メートル未満の道路であります。

（「未満」と呼ぶ者あり）はい。その部分も含めて1つ下にある道路、これまで5メートル未満の道路なんですが、その道路に接続する道路を今現在計画しておりまして、地権者と道路の線形について協議をしているということでございます。最終的には幅員6メートルの道路で、現在の町道、場所でいいますと矢印の道路のすぐ下の道路。それに接続する道路を計画、現在し、地権者と交渉をするということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、わかりました。

○議員（7番 是石 利彦君） わかりました。わかりやすい。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 話聞いてて、よくわからない。じゃあ、もう単純に言えば6メートルの道路がずうっと続くことを想定して、今いろいろなことをやっつけらっしゃるということなんですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） そのとおりでございます。

○議長（若山 征洋君） わかったですか。（発言する者あり）じゃあ、ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第70号町道路線の認定について。

この町道そのものに否定や反対はありません。ただ、設定までに地権者の同意や地元の説明が先なのか、住民である議会が先なのか、毎回その都度変わる説明、これにちょっと疑義があります。

町は、法と条例はもとより、ルールを大前提と行うべきであり、それらに納得ができない部分がありますので、今回の認定案へは賛成はできません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（５番 横川 清一君） この町道認定におきましては、将来的に付近住民を含めた町民の利便性が向上することが目に見えておりますので、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（７番 是石 利彦君） 私も一生懸命、賛成討論考えよったんやけど、さっきのような質問したら、すかっと出てこないから、非常に先が見えないから心配していて確認をしたんです。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議案第 70 号町道路線の認定についてです。狭隘な地域の道路の拡幅と通り抜けのための道路計画の一部です。緊急車両の通り抜けができることで地域の安全安心の実現に近づけるものと考えます。地域の要望によるものであるとの説明でもありますし、このことによって、一日でも早く通り抜けられる道路の完成を待ち望む地域の皆様の希望を実現できると考えて、賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） もう一度、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論を終わります。

これから議案第 70 号を採決いたします。異議がございますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立 8。よって、議案第 70 号町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

日程第 15. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第 15、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

————— . ————— . —————

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもって平成29年第4回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時19分閉会

—————